

第十三回国会 衆議院 法務委員会 議録 第十六号

昭和二十七年二月二十日(水曜日)

午前十一時十九分開議

出席委員

委員長 佐瀬 昌三君

理事 押谷 富三君 理事 田嶋 好文君

理事 田嶋 好文君

安部 俊吾君 角田 幸吉君

鍛冶 良作君 古島 義英君

松本 弘君 眞鍋 勝君

山口 好一君 田中 堯平君

加藤 充君 世耕 弘一君

出席國務大臣

法務総裁 木村篤太郎君

國務大臣 岡崎 勝男君

出席政府委員

法制意見長官 佐藤 達夫君

刑政長官 草鹿淺之介君

検事(法務府) 小沢 文雄君

政務局長(法務府) 村上 朝一君

民事局長(法務府) 村上 朝一君

委員外の出席者

専門員 村 教三君

専門員 小 貞一君

二月十八日

釧路市に高等裁判所支部並びに高等

検察庁支部設置に関する陳情書(釧

路市長佐藤安平)(第四七六号)

九大事件戦犯者の赦免に関する陳情

書外二件(九州大学総長菊池勇夫外

二千三百四名)(第四七七号)

会社更正法案に関する陳情書(東京

商工会議所会頭藤山愛一郎)(第四七

八号)

宅地の分割に関する陳情書(水戸市

仲町五百五番地青木才次郎(第四八〇号)

を本委員会に送付された。

本日の会議に付した事件

工場抵当法及び鉱業抵当法の一部を改正する法律案(内閣提出第三三

号)

国の利害に係る訴訟について

の法務総裁の権限等に関する法律

の一部を改正する法律案(内閣提出第

二八号)(予)

安全保障条約に伴う外国人の裁判管

轄権に関する件

○佐瀬委員長 これより会議を開きま

す。

工場抵当法及び鉱業抵当法の一部を

改正する法律案を議題といたします。

政府より提案の趣旨説明を聴取するこ

といたします。村上政府委員。

工場抵当法及び鉱業抵当法の一部

を改正する法律案

工場抵当法及び鉱業抵当法の一部

を改正する法律

第一条 工場抵当法(明治三十八年

法律第五十四号)の一部を次のよ

うに改正する。

第八条第三項を次のように改め

る。

工場財団ハ抵当権ノ登記ガ全部

抹消セラレタル後若ハ抵当権ガ

第四十二条ノ二第二項ノ規定ニ

依リ消滅シタル後三箇月内ニ新

ナル抵当権ノ設定ノ登記ヲ受ケ

ザルトキ又ハ第四十四条ノ二ノ

規定ニ依ル登記ヲ為シタルトキ

ハ消滅ス

規定ニ依ル登記ヲ為シタルトキ

ハ消滅ス

第十條中「三箇月」を「三箇月」に

改める。

第十七條の次に次の三條を加え

る。

第十七條ノ二 工場財団ヲ分割ス

ル場合ニ於テ分割後ノ工場財団

ニシテ其ノ登記所ノ管轄地内ニ

之ヲ組成スル工場ナキニ至ルモ

ノアルトキハ登記所ハ分割ノ登

記ヲ為シタル後遅滞ナク其ノ工

場財団ニ關スル登記用紙及其ノ

附屬書類又ハ其ノ謄本並ニ工場

財団目録ヲ前條ノ規定ニ依ル其

ノ工場財団ノ管轄登記所ニ移送

スベシ

第十七條ノ三 前條ノ規定ハ第三

十八條第一項ノ登記ヲ為ス場合

ニ於テ工場財団ヲ組成スル工場

ガ其ノ登記所ノ管轄地内ニナキ

ニ至ルトキニ之ヲ準用ス

第十七條ノ四 第十七條第二項ノ

規定ハ合併セントスル工場財団

ガ數箇ノ登記所ノ管轄ニ屬スル

場合ニ之ヲ準用ス但シ合併セン

トスル數箇ノ工場財団ノ内既登

記ノ抵当権ノ目的タルモノアル

トキハ其ノ工場財団ノ登記ヲ管

轄スル登記所ヲ以テ管轄登記所

トス

前項ノ場合ニ於テ合併ノ登記ノ

申請アリタルトキハ管轄登記所

ハ其ノ旨ヲ他ノ登記所ニ通知ス

前項ノ通知ヲ受ケタル登記所ハ

合併スベキ工場財団ニ關スル登

記用紙及其ノ附屬書類又ハ其ノ

謄本並ニ工場財団目録ヲ遅滞ナ

ク管轄登記所ニ移送スベシ但シ

其ノ登記用紙ニ所有権ノ登記以

外ノ登記アルトキハ此ノ限ニ在

ラズ

前項但書ノ場合ニ於テハ遅滞ナ

ク其ノ旨ヲ管轄登記所ニ通知ス

ベシ

第二十二條に次の一項を加え

る。

數箇ノ工場ニ付工場財団ヲ設ク

ル場合ニ於テハ第一項ノ目録ハ

工場毎ニ之ヲ調製スベシ

第三十九條に次の一項を加え

る。

第二十二條第三項ノ規定ハ第一

項ノ目録ニ之ヲ準用ス

第四十二條の次に次の六條を加

える。

第四十二條ノ二 工場ノ所有者ハ

數箇ノ工場ニ付設定シタル一箇

ノ工場財団ヲ分割シテ數箇ノ工

場財団ト為スコトヲ得

抵当権ノ目的タル甲工場財団ヲ

分割シテ其ノ一部ヲ乙工場財団

ト為シタルトキハ其ノ抵当権ハ

乙工場財団ニ付消滅ス

前項ノ場合ニ於ケル工場財団ノ

分割ハ抵当権者ガ乙工場財団ニ

付抵当権ノ消滅ヲ承諾スルニ非

ザレバ之ヲ為スコトヲ得ズ

數箇ノ工場財団ヲ合併シテ一箇

ノ工場財団ト為スコトヲ得但シ

合併セントスル工場財団ノ登記

用紙ニ所有権及抵当権ノ登記以

外ノ登記アルトキ又ハ合併セン

トスル數箇ノ工場財団ノ内二箇

以上ノ工場財団ニ付既登記ノ抵

当権アルトキハ此ノ限ニ在ラズ

工場財団ヲ合併シタルトキハ抵

当権ハ合併後ノ工場財団ノ全部

ニ及ブ

第四十二條ノ四 工場財団ノ分割

又ハ合併ハ其ノ登記ヲ為スニ依

リテ之ヲ為ス

第四十二條ノ五 前條ノ登記ノ申

請書ニハ工場財団ノ分合ヲ記載

シ仍ホ既登記ノ抵当権ノ目的タル

工場財団ノ分割ノ登記ヲ申請

スル場合ニ於テハ分割後抵当権

ノ消滅スル工場財団ヲ表示シ且

第四十二條ノ二第三項ノ規定ニ

依ル抵当権者ノ承諾アリタルコ

トヲ証スル書面ヲ添付スベシ

第四十二條ノ六 甲工場財団ヲ分

割シテ其ノ一部ヲ乙工場財団ト

為ス場合ニ於テ分割ノ登記ヲ為

ストキハ登記用紙中表示欄ニ分

割ニ因リテ甲工場財団ノ登記用

紙ヨリ移シタル旨ヲ記載スベシ

前項ノ場合ニ於テハ甲工場財団

ノ目録中乙工場財団ニ屬スベキ

工場ノ目録ヲ分離シテ之ヲ乙工

場財団ノ目録ト為スベシ

前二項ノ手續ヲ為シタルトキハ

甲工場財団ノ登記用紙中表示欄ニ残余工場ノ表示ヲ為シ分割ニ因リテ他ノ工場ヲ乙工場財団ノ登記用紙ニ移シタル旨ヲ記載シ前ノ表示及其ノ番号ヲ抹消スベシ

第二項ノ場合ニ於テハ乙工場財団ノ登記用紙中申区事項欄ニ甲工場財団ノ登記用紙ヨリ所有権ニ関スル登記ヲ転写シ申請書受付ノ年月日及受付番号ヲ記載シ登記官吏捺印スベシ

第四十二條ノ七 甲工場財団ト乙工場財団トヲ合併スル場合ニ於テ合併ノ登記ヲ為スルキハ甲工場財団(合併セントスル工場財団ノ内既登記ノ抵当権ノ目的タルモノアルトキハ其ノ工場財団)ノ登記用紙中表示欄ニ合併ニ因リテ乙工場財団ノ登記用紙ヨリ移シタル旨ヲ記載シ前ノ表示及其ノ番号ヲ抹消スベシ

乙工場財団ノ登記用紙中表示欄ニハ合併ニ因リテ甲工場財団ノ登記用紙ニ移シタル旨ヲ記載シ乙工場財団ノ表示及其ノ番号ヲ抹消スベシ其ノ登記用紙ヲ閉鎖スベシ

甲工場財団ノ登記用紙中申区事項欄ニ乙工場財団ノ登記用紙ヨリ所有権ニ関スル登記ヲ移シ其ノ登記ガ乙工場財団タリシ部分ノミニ関スル旨、申請書受付ノ年月日及受付番号ヲ記載シ登記官吏捺印スベシ

第四十四條の次に次の二条を加える。

第四十四條ノ二 工場財団ニ付抵当権ノ登記が全部抹消セラレタルトキ又ハ抵当権ガ第四十二條ノ二第二項ノ規定ニ依リ消滅シタルトキハ所有者ハ工場財団ノ消滅ノ登記ヲ申請スルコトヲ得但シ其ノ工場財団ノ登記用紙ニ所有権ノ登記以外ノ登記アルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第四十四條ノ三 工場財団ヲ目的トスル抵当権ガ消滅シタルトキハ当事者ハ遲滞ナク其ノ登記ノ抹消ヲ申請スベシ

第四十八條第一項中「抵当権ノ登記ガ全部抹消セラレタルトキ」を「第八條第三項ノ規定ニ依リ工場財団ガ消滅シタルトキ」に改める。

第四十九條及び第五十條を次のように改める。

第四十九條 工場ノ所有者ガ譲渡又ハ質入ノ目的ヲ以テ本法ノ規定ニ依リテ抵当権ノ目的タル動産ヲ第三者ニ引渡シタルトキハ一年以下ノ懲役又ハ十万円以下ノ罰金ニ処ス

法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人使用人其ノ他ノ従業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務又ハ財産ニ関シ前項ノ違反行為ヲ為シタルトキハ行為者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ対シ同項ノ罰金刑ヲ科ス

第五十條 前条ノ罪ハ告訴ヲ待テ之ヲ論ズ

第二條 鉱業抵当法(明治三十八年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
 - 2 この法律による改正後の工場抵当法第十條の規定は、この法律の施行の際現に効力を有する工場財団の所有権保存の登記で、その工場財団につきまだ抵当権設定の登記がなされてないものについて適用する。
 - 3 この法律の施行前に提出された工場財団目録は、法務府令の定めるところにより、改製する。
 - 4 前項の工場財団目録につき工場抵当法第三十九條第一項の規定により提出すべき目録については、その工場財団目録が前項の規定により改製されるまでは、なお従前の例による。
 - 5 この法律の施行前に所有権保存の登記の申請があつた工場財団の分割又は合併は、第三項の規定により工場財団目録が改製された後でなければ、することができない。
 - 6 この法律の施行前に抵当権の消滅に因り既に消滅した工場財団の登記用紙の閉鎖については、なお従前の例による。
 - 7 この法律による改正後の工場抵当法の規定により登記用紙を移送すべき登記所若しくはその移送を受ける登記所又は工場財団の分割の登記をする登記所が不動産登記法等の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第五十号)附則第二項の規定による工場財団登記簿の改製を完了しない登記所である場合における登記について必要な事項は、法務府令で定める。
 - 8 前六項の規定は、鉱業財団及び漁業財団の登記に、第二項から第六項までの規定は、港灣運送事業財団の登記に準用する。
- 村上(朝)政府委員 ただいま議題となりました工場抵当法及び鉱業抵当法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を説明いたします。
- 企業金融の重要な担保制度である財団抵当の利用が近時急速に増加して参りましたが、御承知のように、この制度は、明治三十八年の工場抵当法により初めて我が国に創設されたものでありまして、その後今日に至るまで制度的には見るべき改正がなされず、利用上都合が、今日においては、点が少くないのであります。たとえ、現行法によりますと、工場財団は、その所有権保存の登記後二箇月内に抵当権設定の登記を受けなければならないと、その効力がなくなることになっておられますので、現在の金融事情のもとで担保附社債信託法による抵当権設定のため財団を設定しようとする場合などには、右の期間が短かきに失するきらいがあり、また財団に設定された抵当権が消滅すれば財団もこれによつてた
- だちに消滅することになっておりますので、抵当権の消滅後その財団を他の抵当権の目的とすることは不可能でありまして、この場合には、多額の費用と複雑な手続によりあらためて財団を設定し直さなければならぬこととなるのであります。さらに現行法のもとでは財団の分割合併が認められておりませんので、財団の余剰担保価値を利用するためには、その財団から組成物件の一部を分離し、これをもつてあらたに別個の財団を設定し、またはこれを他の財団に追加するごとく複雑な手続を要するのであります。以上の諸点にかんがみましてこの法律案は、これらの不便不都合を除き、財団抵当による金融の便宜を増進するために、工場抵当法の一部を改正することにいたしているものであります。主要な改正点を申し上げます。
- 第一、財団の所有権保存の登記は、その登記後三箇月内に抵当権設定の登記を受けなければならないと、その効力を失うものとして、所有権保存の登記の効力の存続期間を一箇月延長することとし、第二、財団は抵当権の消滅によつては消滅せず、原則として抵当権の登記の抹消後三箇月内にあらたな抵当権の設定の登記を受けなければならないと初めて消滅するものとし、第三、一定の要件のもとに財団の分割合併を認め、これに関する所要の規定を設けること
- といたしております。
- なお、この法律案は、鉱業抵当法の一部をも改正することといたしておりますが、それは現下の鉱業経営の実情に照らしまして、鉱業関係の工業所有権を鉱業財団の組成物件に加え、また財団

す。従いましてその後新たに担当権を設定して財団を利用しようとすれば、

て合併が認められておりません結果たとえ抵当権の目的となつていな財団または財団の余剰担保価値を他財団の抵当権の追加担保にし、またこれらを集めて一個の大きな財団を認定しようとする場合に、財団の組成を個々に分離いたしまして、これ件を個々に分離したとして、これらの財団に追加する以外に方法がないのであります。これらの不便を除くために、財団の分割とその併合を認めようとするものであります。ただ財団合併の場合には、合併せられるべき個の財団がそれ／＼他の抵当権の目的になつておるような場合には、複雑な法律關係を生じますので、合併を得る場合に、ここにあげてありますように一定の制限を加えたわけであります。

次に四十二条の四でありますが、これは分割、合併は、その登記をもつて手続とするという趣旨の規定でありつて、四十二条の四ないし四十二条の七は、いずれも財団の分割、合併に伴ふ所要の手続を規定したのであります。

四十四条の二で、財団の消滅の登記の規定を設けましたのは、第八条の第三項の改正と関連するわけであります。改正案によりますと、財団は、抵当権の登記が全部抹消され、または分割によつて抵当権が消滅したのちも、お三箇月間は、新たに抵当権の設定登記を受けなくても存続することとなりましたに伴ひまして、もし工場があるというような場合、その他工場財団を存続せしむることを欲しない場合には、財団所有者の意思によつて財団の消滅の登記を申請して、これによ

つて財団を消滅させるという道を開いたわけであります。

四十四条の三も、八条第三項の改正に関連いたしまして、抵当権が消滅したにかかわらず抵当権の登記がいづまでも抹消されずありまうと、八条の第三項の立法趣旨を逸脱することになりますので、抵当権が消滅したときは、遅滞なく登記の抹消を申請することとしたのであります。

四十八条は、これも第八條の第三項の改正に伴いまして、登記用紙の閉鎖について所要の改正を加えたものであります。

次に四十九条及び五十条であります。これは現行工場抵当法の罰則は、旧刑法時代の規定でありまして、これを現在の新しい刑罰法体系に合うようにこの際改めたものであります。

次に第二鉄業抵当法の改正であります。最初に申しましたように、鉄業抵当法は工場抵当法を準用してありますので、工場抵当法の改正は、すべてそのまま鉄業抵当法の改正になるわけでありまして、なおそのほかに第二條におきまして、鉄業財団の組成物件に工業所有権を新たに加えたのであります。近時鉄物の採掘方法に関する特許等が相当認められまして、鉄業経営には工業所有権が重要な要素となつておりますために、これを鉄業財団の組成物件に加える必要を生じたわけであり

ます。

次の第二條の二であります。鉄業抵当法において準用しております工場抵当法十三條の規定によりますと、他人の権利の目的たるものは鉄業財団に属せしめることを得ず、また鉄業財団に属するものは所有権以外の権利の目

的とすることはできないものとされております結果、先般鉄業法の改正によつて新たに認められた租鉄権の目的となつております採掘権を鉄業財団に属せしめること及び鉄業財団に属している採掘権に租鉄権を設定することとは、現在においてはいづれも不可能とされておりますが、租鉄権は鉄物の合理的開発をはかるために必要な権利として認められたものでありまして、この制限が鉄業の経営に相当支障を生ぜしめております実情にありまして、本条をもつてその調節をはかり、租鉄権の目的たる採掘権も鉄業財団に属せしめることは無条件に許し、また鉄業財団に属する採掘権に租鉄権を設定することを、抵当権者の承諾要件として認めることとしたのであります。

以上をもちまして概略逐条説明を終ります。

○佐瀬委員長 次に、国の利害に關係ある訴訟についての法務總裁の権限等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。これに対する質疑の通告がありますから、これを許します。鍛冶良作君。

○鍛冶委員 これは、この法律案を制定するときからたいへんわれ／＼が疑問を持つておつた点で、また議論をむし返すことになりましたが、この議論をする上において、大前提として承つておかなければならぬことでありますから承るのですが、二休国の利害に關係ある訴訟についての法務總裁の権限等に関する法律そのものの制定の趣旨、これは国の利害の關係のある訴訟について法務總裁が訴訟をやるべきものであるという考えから出たものである

か、ただ監督をすればいい、こういう意味でつくられたものでありましようか。この点をひとつ明確にしておいていただきたい。

○小沢(文)政府委員 この点は法務府の設置法で、国の利害に關係のある訴訟については、法務總裁が管理することと定められておりまして、本来から言へば国の利害に關係のある訴訟で、しかも国を事實上の当事者とする訴訟については、法務總裁が自分でやるのが本来の建前であらうと思つております。ただ当事者の便宜等のために、特に行政庁を当事者とする訴訟につきましては、その行政庁が形式上の訴訟当事者になつております。その行政庁が訴訟を遂行することができる建前にはなつておりますけれども、この場合にも法務總裁は、その行政庁に適正に訴訟を遂行させるために必要な指揮をやり、また場合によつてはみづから職員を指定して、その訴訟をやらせるという責任を持つてゐるものだと考えております。

○鍛冶委員 今のお言葉で管理と言われたが、それじや管理とこの第六條に書いてある指揮とはどういう違いがあるのですか。

○小沢(文)政府委員 その管理の中には、間接に指揮をする場合と、それからみずからその訴訟そのものを遂行する場合と両方含んでゐるものと考えております。

○鍛冶委員 それじやこの第六條では不足じやありませんか。あなたは二つ言つておられますが、そのうち一つしか六條に書いてないのです。みづからやるもしくは指揮する、ところがここには指揮するとだけしか書いてない。

○小沢(文)政府委員 この第六條の第二項によりまして、その種の訴訟につきましては、法務總裁が「所部の職員で指定するものに訴訟を行わせ」と規定してございまして、これがみづから訴訟をやる場合に該当しますし、それからもう一つ指揮の方は、六條の第一項で、行政庁を法務總裁が指揮し、訴訟そのものは行政庁をしてなさしめるといふふうに二つわけであるものと思ひますが……。

○鍛冶委員 われ／＼が第六條を率直に読んでみますと、第一項に「指揮を受けるものとす。そして第二項は、この指揮の内容であらうとわれわれは考えておつた。ところが指揮以外のみづからやることだ、こゝろ言われまうけれども、われ／＼は条文の体裁から見てわれ／＼にはそう読めないのですが、第二項は指揮の内容とは別個なんですか。

○小沢(文)政府委員 第六條の第一項で指揮をするということになつております。第二項で、必要があると認めるときには、さらに行わせるとなつておるのでございまして、法務總裁がみづからその職員をして訴訟をさせるものは、法務總裁が必要があると認めた場合でございまして、それ以外に必要と認めない場合には本来の原則にもどつて、ただ指揮だけをやるということになるように實際取扱つて参つたのでございまして。

○鍛冶委員 そうすると、第六條の第二項以外の指揮ということはどういうことをするのですか。

○小沢(文)政府委員 これは実情を申し上げた方がよいかと思ひます。行政庁を当事者とする行政訴訟が起きまし

た場合は、その報告を行政庁から法務總裁の方に一々とおつております。訴状の送達があるとき訴状の写しを送つてもらひまして、その内容を検討しました上に、場合によつてはもしその訴状に書いてある通りの事実をかりに認めなければならぬとすれば、一体どういふ抗弁があるのか、あるいは事実がその通りだといひますと、訴訟としては争う余地がないのではないかと

いつたようなことを考へて、行政庁にその点についての釈明を求め、その結果どういふその訴訟が防禦できないものであれば、適当な措置をするように行政庁に私どもの考へで勧告します。それから行政庁からいふ／＼事情を聞きまして、これは訴状に書いてあることが事実と違ふ、あるいは事実はその通りであるけれども、しかしその行政処分取消すことのできない他に理由があるといふたようなことがわかりました場合には、行政庁にこちらの研究の結果を話して、それに相当する答弁をするように勧めております。場合に

よつてはその点についての法律上の学説なり判例なりを調べまして、そしてその写しをやることもございまして、またさらに進んで答弁書あるいは準備書面の案をつくりまして、それを行政庁に渡して、その行政庁の名前で法廷に出させるといふたようなこともやつております。これが訴訟の指揮の実情でございまして。ところでそれをやつております間に、だん／＼訴訟が進行し、あるいは初めからの場合もありま

すが、やつてゐる間に、とにかく行政庁にまかしておいたのでは不十分であると考へられたような場合には、その後の訴訟の段階全部を通じ、あるいはあ

る

る場合にはその訴訟のうちに特に重要な証調べとか、あるいは準備手続の自由な段階などに、法務府から職員を派遣しまして、法務府が行政庁を當事者とする事件の訴訟代理人となりまして、必要に応じて法務府の職員だけ、あるいは法務府の職員と行政庁の職員とが協同しまして法廷に臨む、あるいは準備手続に臨みまして必要な訴訟行為をやる、そういうようなことが現在の実情でございます。

○**鑑治委員** われ／＼も訴訟をやつてわかつてもおるのですが、ただ訴状の写しをもらつて、向うから出て来ておる証拠物、添付書類を見ただけでは事件の内容はわからぬ。そういった事と、実際に取扱つた行政庁の取扱者を呼んで実情をこまかく聞かなければならぬと思うが、さようなこともやつておられるのですか。

○**小沢(文)政府委員** それはやつております。私どもとしてはすべての事件についてそれをやらなければならぬと思つておられますけれども、何と申しましてこの制度が発足してから割合に時日も短くありますし、十分の職員もおりませんので、全国各地に起りますすべての行政事件についてそれをやるというところは、事実上不可能でございます。大体実情を申し上げますと、東京で起きて、しかもあまり定型でない、とにかく行政庁としては初めて訴訟が起きたといったような事件については、まず例外なくその行政庁の人に第一回の期日前に来てもらひまして、いろ／＼聞いて対策を立てておられます。それから地方で起きた訴訟につきましては、高等裁判所所在地には法務局長、それから訟務部長がおりますか

ら、そういう人たちに事情を聞いて対策を立ててもらつております。しかし法務局の所在地以外の地方裁判所に起る事件となりますと、なか／＼そこまで手が届きませんので、実際は書面だけで、もしこの事実がこうであるとか、あるいはこの点を調べたらどうか、あるいはもしこの事実はその通りであるとしても、しかし訴訟はすでに提起期間を過ぎてゐるのだから、この点はその趣旨の答弁を出すように、あるいは訴訟前置の要件を欠いておるか、その点について取調べの上、もしほんとうに訴訟を起していいものであるならば、その点から却下されるべきものであるからその趣旨の答弁をしるというふうなことも、やむを得ずやつておる実情であります。

○**鑑治委員** これはたいへんな問題だらうと思うのだが、それでは大体全国の国を相手にする訴訟は、法務総裁のもとに報告することになつておるのですか。それとも地方にあるのはせぬでいいということになつておるのですか。

○**小沢(文)政府委員** 全国の行政庁に対して、すべての訴訟を——国を當事者とする訴訟、それから国の行政機関である行政庁を當事者とする訴訟、それについてすべて法務総裁の方に報告するようになつてあります。実情でも、現在のところまず大部分は訴状の報告は来ているように思ひます。ただまれに往々報告漏れがありまして、訴状の報告はないが、あとで判決が報告になつたというので、そのときになつて結局控訴審からこちらの方が実質的な訴訟指揮をしなければならぬというふうなこともまれにはございます。

が、しかしそういう場合には必ず訴状の報告がなかつたことを指摘して、訴状を送らせるといふような方法をとつております。

○**鑑治委員** そうしますと、どういふ事件が報告すべきもので、どこからの事件なら報告せぬでいいのか。それとも報告せぬのはすべて不適法もしくは不当なやり方であるのですか。

○**小沢(文)政府委員** 法務府といたしましては、国を事實上の當事者とする事件について報告をしないのは、これは行政庁のやり方としては非常に遺憾なことではないかというふうな思つております。私の方としては、現在のところ行政事件の種類とか軽重によつて事件そのものの報告をしていい、あるいはしないでもよろしいというふうな區別はいたしておりません。

○**鑑治委員** そうすると、報告しないとなれば、第六條違反と心得ていいわけでありませぬ。指揮に従わなかつたから。

○**小沢(文)政府委員** それは実は報告がないのですから、具体的な事件については指揮のしようがなかつたので、むしろまず報告を励行することが前提になるのだらうと思ひます。

○**鑑治委員** あなたの方ではない。行政庁は第六條によつて指揮に従わなければならぬということがきまつておるのですから、その指揮の方法はあなたの方に報告をして、その報告に基いてなお調べて、黙つていいものは黙つてよろう。そうすれば必ず報告しなければならぬ義務があるわけだ。従つてあなたの方ではない、行政庁が指揮権に服さなかつた、第六條違反の行為をやつておつた。かように解釈していい

か。こういうのです。

○**小沢(文)政府委員** そういうふうな考へております。

○**鑑治委員** 私はこの法律をつくるときからそれをやかましく言つた。なるほど理論の上からはそれでしようが、実際にいいてきようなことはできないのではないですか。やはり行政庁に来たものは行政庁にやらせなければならぬのではありませんか。もしあなたの言われるようなことでこの法律ができ

ておるものとすれば、あなたの方の今頭から言うならば、第五條と第六條を區別することが間違つておると思う。

第六條ですべて国を相手にする訴訟は法務総裁の指揮を受ける。それから第六條の第二項くらいで、行政庁へ来たものは便宜上行政庁でやらせる。そして報告をせよ。なおさらに第三項として、第六條の第二項に書いてあるようなことをきめる。そうしなければ初めて理論が一貫するわけなのだ。今あなたの御説明を聞いておると、一貫しておらぬ。また事実上おそれく行われぬだらうと思う。この点はどうお思ひですか。

○**小沢(文)政府委員** あるいは私の申し上げましたことが少し不十分だつたかとも思ひますが、この行政事件について法務総裁が指揮をする必要上、法務総裁は各行政庁に訴訟が起きたら訴状の送達を受ければ、その訴状の写しを写して法務総裁に報告してもらいたいというのを願ひであります。それでもし報告をしないとしますと、その点で法務総裁の指揮を受けなかつた、指揮に従わなかつたということになるのではないかと思ひます。それで實際問題といたしましては、何分事件

が多いことと、それから行政庁の数までも非常に多いので、こちらですべての行政庁の末端の方まで直接にそういう文書を出しておるわけではございませんし、ことに新しい行政庁もできるような場合もありますので、そういうときには報告が漏れるということもありませんし、また報告いたしましてもそのために非常に時間を要する、それで実は報告に来たところにはすでに弁論が行われておるといつたようなこともございまして、ですから現在の職員の事情、予算の実情などからいへば／＼考へまして、それほど嚴重に私どもの方では事実上やれないのでございまして。行政庁が報告をしないのは、行政庁として法律に違反したのではないかとおつしやいまして、りくつの上ではまことにその通りでございませうけれども、実情を申し上げますと、現在のところはその点を一々問題にしてあまり強く責めるといふことはできないような実情でございまして。

○**鑑治委員** 私らの憂うところはあなたの方にわかつておらぬ。私はあなたの言われたのを聞いて、むしろつくるべきからそうなんです。かようなことをこしらへて、法務総裁が全部指揮しようと思つても事実上できないのじやないか、そうしてみると行政府でやることと法務府でやることと違つて、とんでもないときに意見の衝突などが起りはせぬかというのを憂ひておる。今あなたの説明を聞くといへば／＼の憂ひがそのまゝ現れておる。事実上指揮できない。どうあつても指揮せられぬものならば、どうしても指揮せなければならぬことにきめなければならぬ。ところがしてもせなくてもいいと

いうならば考えなければならぬ。どうあつても指揮せんならぬというならば、第六条の第一項をきめて第五條は第二項に入れるべきだ、それをこうやつておられるところを見ると、事実上行われないのではないかと、そのことを憂へましたが、その通りの実情のことを今聞きまして、そうすると行われぬ法律ができておる、こういう解釈と言つては何ですが、そういう懸念が生ずると思わなければなりません。この点はそういう懸念はありませんか。

○小沢(文)政府委員 まことに今申しましたような実情でございますので、これはまことに申訳なかつたとは思つておりますが、ただ實際一般に法務総裁として指揮権を持つております関係上、報告にある事件の中から特に法務総裁として具体的にその訴訟の内容について行政庁と違つた見解を持つ場合、そうして違つた見解を訴訟の上に表示しなければならぬ場合、あるいは法務府の職員みづからが訴訟に出て行つて、そうして法務総裁の信ずるところに従つて、法務府の信ずるところに従つてその使命を遂行しなければならぬというやうな事件が、現実に相当あるわけでございます。これは報告の中からよりわけのこともありますし、それからただいま申しましたように、たま／＼報告が漏れておる。しかし報告が漏れていても何らかの關係で事前に特にそういう非常に重要な影響を持つやうな事件については、自然にわかつて参ります。わかつて参りますれば、こちらの方から進んでその事件の調査をするということにいたしてありますので、一応そういう権限を与えられて以上、それによつて法務総裁

としてなさなければならぬ職責の大部分は、遺憾なく行われておるつもりでございます。

○鍛冶委員 どうも今のお話を聞いておると、實際問題を言う行政庁の方でこれはどうもおれの手に負へません、なか／＼めんどろです、またよくわかりませんと、こういうときにだけ法務総裁の指揮を仰ぎに来るんじゃないですか。それが實際じゃないですか。

○小沢(文)政府委員 いや、そうではないです。それはそういうのもございませうけれども、しかし現状ではそうじやございせん。やはり知つておることは全部報告に参ります。ときには法務府と見解が違ふ、明らかに法務府とその行政庁と見解が違ふことが、法律問題などになつてゐることも決して少くはないのですが、そのために報告を誤るとか、隠すとか、そういう実情は私どもの方では今のところは見ておりません。そういう実情はないと思つております。

○鍛冶委員 まあそうだとすると、まことにどうも不徹底な法律だといわなければならぬ。そこで承りたいのは、今この改正案を出しになつたのは、かやうなものをやらなければならぬ、現行の通りでははなはだ困つたという実例はあるのでありますか、どういふ場合でありますか。

○小沢(文)政府委員 今具体的にどの裁判所の何号事件ということ覚えておりませんけれども、たとえばこういう事件がございました。国の行政機関としての市町村農地委員会が、農地改革について被告となつて訴えられたのでございます。ところがそれがずつと

地方の方にありまして、それでしかも弁護士を選任といつたやうなことにつては、その市町村の財政上の理由でその市町村自身が弁護士の選任をすることができない、また弁護士の選任といふことについても何にも知識がない。それで市町村の人が農林省を通じて私の方に頼みに來ました。そうしてこの訴訟はとも自分たちにはできないから、法務府の方でその措置を講じてもらいたいと言つて來たことがございします。その場合に私どもの方としては、法務府の職員をそこへ派遣してやればできないことはないのでございますけれども、しかしそれが遠方のやうな場合には、現在の職員では事実上できないのでございします。それでその措置として次に考えられるのは、行政庁にその弁護士を推薦して、その弁護士を選任することを勧めるということも考えられるのでございしますけれども、それも今いつたやうなその市町村の財政上の理由、そのほかの關係でなか／＼敏速に行かないのであります。

よう、こういうことになりますると、相反する主張をする二派の弁護士が、同じ当事者となつて出るという実情が現われて來ますが、かやうなときは全部解任してやりませんか。それともそれでもかまわず、両方に違つた主張をさせながら黙つて見ておられますか。

○小沢(文)政府委員 今までそういう実情に接したことはないのでございます。もし法務府の見解と違つた主張をする弁護士がおられましても、これは両方とも法律家ですから、一緒に法律の研究をするとか自然にきまつてしまふので、あくまで見解が反して困つたという現実の例は記憶しておりませんが、しかしあるいは今おつしやいまいと思ひますので、その場合には現行法でやはり解任という道もございしますし、それまでに至らない間に、その手続をしないうちに、二人の弁護士が法廷に出て、それ／＼相反した主張をするということも、あるいは過渡的にあるかもしれないのですが、そういうときの問題は、現行民事訴訟法の適用によつてきまるものじやないか、そういうふうなことを考へております。

○鍛冶委員 進んで言いますが、行政庁から出て來た職員、訴訟をやつておる職員を解任して、さらに弁護士の解任はできましよう。できましようが、取扱つた行政庁の解任といふことはできません。訴訟をやりますときには、何といつても一番大事なものは、すべて主張、証拠にいたしまして、当事者本人であります。しかるに向うから出したものをとりかえて、法務府で新たにやつて、はたして訴訟が円滑に行きますか。

○鍛冶委員 今までそういう実情に接したことはないのでございます。もし法務府の見解と違つた主張をする弁護士がおられましても、これは両方とも法律家ですから、一緒に法律の研究をするとか自然にきまつてしまふので、あくまで見解が反して困つたという現実の例は記憶しておりませんが、しかしあるいは今おつしやいまいと思ひますので、その場合には現行法でやはり解任という道もございしますし、それまでに至らない間に、その手続をしないうちに、二人の弁護士が法廷に出て、それ／＼相反した主張をするということも、あるいは過渡的にあるかもしれないのですが、そういうときの問題は、現行民事訴訟法の適用によつてきまるものじやないか、そういうふうなことを考へております。

○小沢(文)政府委員 實際問題として、そういう例に接しないのだから、現行法で、現在そういうことが近いうちに起るということも現状では予想しておらないのだから、非常に非常におかしいのでありますけれども、ほとんどそういうことはないのじやないかと思ひます。

○鍛冶委員 今のような場合は、話すぐでやるからいいのですが、行政庁で頼んでおる弁護士がどうもおもしろくない、法務府の意見と違ふ主張をしておる、こういうときに法務府の弁護士を別に出して法務府の意見を述べさせよう、こういうことになりますると、相反する主張をする二派の弁護士が、同じ当事者となつて出るという実情が現われて來ますが、かやうなときは全部解任してやりませんか。それともそれでもかまわず、両方に違つた主張をさせながら黙つて見ておられますか。

○小沢(文)政府委員 今までそういう実情に接したことはないのでございます。もし法務府の見解と違つた主張をする弁護士がおられましても、これは両方とも法律家ですから、一緒に法律の研究をするとか自然にきまつてしまふので、あくまで見解が反して困つたという現実の例は記憶しておりませんが、しかしあるいは今おつしやいまいと思ひますので、その場合には現行法でやはり解任という道もございしますし、それまでに至らない間に、その手続をしないうちに、二人の弁護士が法廷に出て、それ／＼相反した主張をするということも、あるいは過渡的にあるかもしれないのですが、そういうときの問題は、現行民事訴訟法の適用によつてきまるものじやないか、そういうふうなことを考へております。

○小沢(文)政府委員 法務総裁の指揮の内容はよく問題になつて來るのだからと思ひますが、その法務総裁の指揮

の内容については、別にどの限度まで

のごさいます。

たします。

○草鹿政府委員 相当の数があること

況でありますときには、ただちにMPの

というようにことについて、はつきり

○鍛冶委員 近ごろ新聞紙上を見ます

は推察されますが、これらの事件は

方へ出動を要請するわけであります。

した規定はないのでございます。法務

と、外国人の、いわゆる強盗犯がし

御承知のように、いわゆる向う側のC

こういうことをやりまして、日本側の

總裁自身が訴訟を行う場合を除いて、

す。ところが一昨日富士銀行千住支店

IDというものが取扱うのが大分ありま

して、被害届にあるような犯罪が發生

その他の一般指揮については、特に具

す。ところが一昨日富士銀行千住支店

この数字の点は判明いたしております

と、もし犯人がその場に現在しており

体的なことは規定してないのでありま

ます。はたしてこれは米軍の兵士であ

れております。向う側から数字その他

捕のときは、日本側の警察において逮

して、あるいは考えようによつては、

つたかどうか、さらに進んで、今まで

についての情報をとることもできません

捕できる場合はと申しましたのは、御

その指揮の内容として何でもかんでも

新聞に出ておつたものでも米軍の兵士

ので正確な数はわかつておりません

捕できる場合はと申しましたのは、御

全部こちらで内容をきめてしまふ。た

その他いわれる進駐軍の兵員であつた

かどうか、まずその点を承りたいと思

十八日付の連合国最高司令官の覚書、

たとえば訴状の送達を受ければ、法務總

○木村國務大臣 千住ギヤング事件、

○鍛冶委員 相当数あるというのは被

害届等、そういうことによつて御承知

るいは法務總裁が承認した答弁書以外

ただいまの調査の結果によりますと

なるのですか、それともあなたの方

方で捜査権を行使せられましたかため

のものは一切出してはいけなとか、

と、アメリカ軍の服装をつけた者が二

名、そして二世らしき者が一名、確

定するものでございます。

あるいは準備書面も法務總裁の承認し

○鍛冶委員 さように相当数があると

すれば、治安の上においてたいへん大

きな問題だと思つておりますが、現在

か、そういうような内容の訴訟指揮と

○鍛冶委員 一般的にどういうふう

にやつて行くかというのを申し上げ

げますと、まず日本側の警察官吏等

いうことは私も考えておりませ

○草鹿政府委員 一般的にどういうふう

にやつて行くかというのを申し上げ

げますと、まず日本側の警察官吏等

ん。一応報告は認めて、そうしてその

○鍛冶委員 さように相当数があると

すれば、治安の上においてたいへん大

きな問題だと思つておりますが、現在

内容をずつと見まして、特に気をつけ

○鍛冶委員 一般的にどういうふう

にやつて行くかというのを申し上げ

げますと、まず日本側の警察官吏等

なければならぬものについては、行政

○鍛冶委員 一般的にどういうふう

にやつて行くかというのを申し上げ

げますと、まず日本側の警察官吏等

あればこちらが準備書面も書いてや

○鍛冶委員 一般的にどういうふう

にやつて行くかというのを申し上げ

げますと、まず日本側の警察官吏等

それはまたつたこちらが必要と認

○鍛冶委員 一般的にどういうふう

にやつて行くかというのを申し上げ

げますと、まず日本側の警察官吏等

めた限度でやつておるのでございま

○鍛冶委員 一般的にどういうふう

にやつて行くかというのを申し上げ

げますと、まず日本側の警察官吏等

て、もちろん建前は行政庁を当事者と

○鍛冶委員 一般的にどういうふう

にやつて行くかというのを申し上げ

げますと、まず日本側の警察官吏等

する訴訟については行政庁が第一義的

○鍛冶委員 一般的にどういうふう

にやつて行くかというのを申し上げ

げますと、まず日本側の警察官吏等

に訴訟するというので、実際法務總

○鍛冶委員 一般的にどういうふう

にやつて行くかというのを申し上げ

げますと、まず日本側の警察官吏等

裁が自分で職員を出し、あるいは弁護

○鍛冶委員 一般的にどういうふう

にやつて行くかというのを申し上げ

げますと、まず日本側の警察官吏等

士を選任して法務總裁みずから行政

○鍛冶委員 一般的にどういうふう

にやつて行くかというのを申し上げ

げますと、まず日本側の警察官吏等

の意思を度外視して訴訟を遂行する

○鍛冶委員 一般的にどういうふう

にやつて行くかというのを申し上げ

げますと、まず日本側の警察官吏等

いうことは、これはきわめてまれな場

○鍛冶委員 一般的にどういうふう

にやつて行くかというのを申し上げ

げますと、まず日本側の警察官吏等

合であります。多くの場合は行政庁の

○鍛冶委員 一般的にどういうふう

にやつて行くかというのを申し上げ

げますと、まず日本側の警察官吏等

能力の足りないところを補充する意味

○鍛冶委員 一般的にどういうふう

にやつて行くかというのを申し上げ

げますと、まず日本側の警察官吏等

においてやると私は思います。それは

○鍛冶委員 一般的にどういうふう

にやつて行くかというのを申し上げ

げますと、まず日本側の警察官吏等

あくまで能力の補充の意味を持つもの

○鍛冶委員 一般的にどういうふう

にやつて行くかというのを申し上げ

げますと、まず日本側の警察官吏等

でございまして、行政庁と法務總裁と

○鍛冶委員 一般的にどういうふう

にやつて行くかというのを申し上げ

げますと、まず日本側の警察官吏等

が対立して、その対立を解決する方法

○鍛冶委員 一般的にどういうふう

にやつて行くかというのを申し上げ

げますと、まず日本側の警察官吏等

としてこの訴訟指揮の手段に訴えら

○鍛冶委員 一般的にどういうふう

にやつて行くかというのを申し上げ

げますと、まず日本側の警察官吏等

いうことは、どうも予想しておらない

○鍛冶委員 一般的にどういうふう

にやつて行くかというのを申し上げ

げますと、まず日本側の警察官吏等

ので、質疑はなるべく簡潔にお願い

○鍛冶委員 一般的にどういうふう

にやつて行くかというのを申し上げ

げますと、まず日本側の警察官吏等

第一類第四号 法務委員會議録第十六号

昭和二十七年二月二十日

七

つたかといつたような被害者の犯人確認とか、あるいは犯人に対する強制処分といったものは、占領軍の犯罪捜査機関におきまして担当いたしました。最近新聞等に出ておりましたが、こういったようなものの作成等の技術、あるいは日本人の間における聞き込み捜査とかいったような、いろいろ日本の風俗、習慣、地理の關係、これらのことをよく知つた者でなければできないといつたような捜査は、これは当然日本側で担当してやつて行く。こういうふうな今の実情はやつておるようです。こういうことをやつておるやうですが、先ほどのいろいろの制約がありま

すので、日本側の警察官吏独自の手によつて逮捕したという事例は、昨年度におきましては、ちよつと正確にわかりませんが、十一、二件くらい、今年に入りましてからは、たしか三件くらいだと記憶いたしております。

○鑑治委員 そうしますと、いわゆる進駐軍の兵もしくは軍属に対する犯罪の容疑がありましても、日本政府には独自の捜査権がないのだ、CIDもしくはMPにあるので、どこまでもこちらは協力してやるのだ、かように先ほどのお話を聞きますが、それでは、協力する必要はない、やめてくれと言われれば、やめざるを得ないので

○草鹿政府委員 これはつかまえてみないと、はたしてアメリカの軍人か軍属かわかりませんので、日本側は日本の警察として、やはり向うと、また別個に、捜査の可能な範囲において捜査はもちろんやつております。

○鑑治委員 そうすると、つかまえて

みなければわからぬのだから、そこま

○草鹿政府委員 つかまえてみま

○鑑治委員 MPに引渡すときには、

○草鹿政府委員 具体的な事件々々

○鑑治委員 さらにその資料を渡した

○草鹿政府委員 別にそういうような

○鑑治委員 そうしますと、被害者

大なこと、こちらは全然わからぬ、

○草鹿政府委員 向うの裁判を傍聴し

○鑑治委員 日本の治安を守る法務府

○木村国務大臣 ごもつともでありま

○鑑治委員 行政協定のことに

○鑑治委員 行政協定のことに

○鑑治委員 行政協定のことに

裁も同感であらうと思ひますが、ま

○木村国務大臣 鑑治委員の仰せの通

○鑑治委員 しかるところわれ／＼も

○木村国務大臣 それは少し新聞の早

○鑑治委員 そうしますれば、行政協

○木村国務大臣 私協力いたしてお

○鑑治委員 従ひまして今日具体的な

○木村国務大臣 まさにその通りであ

○鑑治委員 そこで、これはあなたと

○木村国務大臣 捜査の点はもとより

○鑑治委員 行政協定をやつておられ

○木村国務大臣 私協力いたしてお

○鑑治委員 従ひまして今日具体的な

○鑑治委員 従ひまして今日具体的な

内容はまだお話にならないのでござい
ましようか。

○木村国務大臣 せつかく折衝中であ
るということだけお聞き願いたいとい
います。

○鐵治委員 先ほどから申しましたよ
うに、いやくも独立国と言われま
す以上は、かような事件に対して捜査
権もない、ことに裁判に対しては何
の権限もないというふうなことになる
すると、独立を得たる意味をまったく
没却するものと心得まするがゆえに、
法務総裁としては、この点国民が安心
し得るようには——もちろんその前提と
して日本の治安が十分保てるようにし
て、しかして日本国民がこれならば安
心し得るというところまで、この協定
を持つて行つてくださることを特に懇
望いたしまして、法務総裁に対する私
の質問を終わります。

○佐藤委員 委員長として申し上げ
ますが、この問題はきわめて重大な問
題でありまして、行政協定によるとい
う建前の上でありますけれども、も
し行政協定にとりきめざる場合は、
国際法上あるいは国際慣行上それらの
問題がいかに処理されるかということ
を政府においても十分検討するべきで
あり、あるいはその点に対する御見解
もあるかと思ひますので、もしそれら
についての検討がお済みでありました
ら、この際佐藤意見長官あたりから一
応御見解を発表されることが適当では
ないかと思ひますので、それをお求め
いたします。

○佐藤(憲)政府委員 お言葉ではござ
います、ここで申し上げるにつしま
してはまだ少し時期が早いというふう
に存じますので、近い機会にその発言

をお許し願いたいということで御了承
願いたいと思ひます。

○田嶋(好)委員 鐵治委員の質問に関
連して法務総裁にお尋ねをいたしたい
のでありますが、過ぐる十二国会にお
きまして平和条約並びに安全保障条約
の審議が行われました。その際政府か
ら、行政協定の内容はまだ妥結に至ら
ないから発表することができない、し
かし安全保障条約を基礎にして結ばれ
る行政協定には治外法権的な規定は絶
對設けないつもりである、それをやら
ないつもりであるというはつきりした
言明を得て、われわれは安心して安全
保障条約を通過したものでありま
す。この点に対しては法務総裁も御信
念をお持ちになつて、政府の国会へ発
表された線に沿つて、担当大臣とも
に現在折衝を行つておられると思ひま
す、十二国会における政府の考えと今
国会における政府の考え、この考え方
の点において、具体的な問題について
多少なりとも変更された点がありま
しうか、この点について承りたいと思
ひます。

○木村国務大臣 もとより十二国会で
政府が発表した考えと同じ考えを持つ
て、先刻申し上げました通り、お互い
に主権を尊重するという建前での交
渉を進めておる次第であります。

○加藤(充)委員 行政協定の中心につ
いて、当委員会としてぜひその関連の
ものとして確かめておかなければなら
ない裁判管轄等に対する治外法権につ
いて、二点関連的にお尋ねいたした
いと思ひます。政府は予算委員会あた
りの答弁によりますと、緊急状態、あ
るいは超緊急状態、緊急非常状態とい
うような言葉の使いわけをやつてい

ようであります、国際用語、あるいは
アメリカとの協定等に關しては、ア
メリカの法律用語が使われていなか
ればならないし、それとの関連におい
てわれわれは日本政府が使用した言葉
を吟味しなければならぬと思ひます
あります。「軍事基地に關するアメリ
カ合衆国とフィリピン共和国との間の
協定」なる文書を読みますと、その
第十三条の四項の(b)号には「国家非常
事態の期間中」云々、それから同じく
六項には、「戦時においては」云々とい
うようなことが、裁判権に關する管轄
の問題についてうたわれておるのであ
ります。従ひましてこの点で政府は緊
急状態だと超緊急状態とかいひ、
日本語になじまない用語を使つておる
ようでありまして、この点をひとつ
明確にしたいと思ひます。

○木村国務大臣 御承知の通り、非常
事態宣言につきましては、警察法第六
十二条で明らかに国家公安委員の勧告
に基いて総理大臣がこれを布告すると
いうことになつておるのであります。
それでただいまの御質問の超非常事
態、これは何を指しているかわかりま
せんが、おそらくは突然の外敵の侵略
というふうなことを意味されておるこ
とと考えられるのであります、そう
いう場合にはどういうふうな処置し
て行くかということについては、これ
は駐留軍と日本政府との間においてと
りきめられるものと、こう考えてお
ります。

○加藤(充)委員 そうすると超非常事
態という日本語の意味は、アメリカの
法律用語、あるいはそのアメリカを中
心にした諸国家との協定に表れた文
言からいへば、戦争ということに理解
してさしつかえないのですか。

○木村国務大臣 私は行政協定のうち
に、超非常事態という文字を使つてお
るということは聞いておりません。
○加藤(充)委員 これは新聞の早耳だ
というかも知れませんが、二月十六日
の朝日の記事だと思ひますが、次のよ
うなことが載つたのであります。「も
とも米國側は外敵の侵略などによる
緊急事態の場合は駐留軍は行政協定に
しづられず、その行動の自由を持ち、
かつ日本の防衛隊をも米駐留軍の単
一指揮のもとに置きたいという考えで
あり」これを行政協定にどう表わすか
ということが問題になつて、せつかく
御交渉中である。そしてこのことを成
文の上に載せることは国民感情——こ
れは日本人の国民感情ですが、これに
影響するところをおもひながら、こ
れは成文外の了解事項、あるいは成文
外のとりかわし文書でまめたいとい
うようなことで、鋭意折衝中である
というふうな記事が載つていたのであ
ります、その真相を今鐵治委
員あるいは田嶋委員からもありました
ように、こういうようなことが問題に
なりますと、裁判権等に関する治外
法権の問題に關しても重大な問題が出
て来ますので、そこをひとつわれわれ
の得心の行くように明確に言つてもら
いたいと思ひます。

○木村国務大臣 新聞記事に何が書い
ていようと、私は責任は持ちません
し、またそういうことは一向耳にして
おりません。

○加藤(充)委員 私は、責任を持たぬ
という言葉が責任大臣の口から漏れた
ということは、重大だと思ひます。今ほか

の委員からも問題になつた点は、ここ
でわれわれ真剣に考えなければなら
ないと思つてゐる点は、責任を持つて
もらいたい、日本政府は日本人に対して
の責任を果してもらいたいということ
が、問題になつてゐるのであります。
ところが富士銀行の千住支店の問題に
つきまして、あなた方は今の答弁の
通り、責任を持たないといひ、この点
が私は重大だと思つてゐるのであり
ます。それで、先ほどの質疑の中にあ
りましたように、政府は連合国軍人あ
るいは連合国人が日本の国土内にお
いて日本の法規を踏みにじり、日本人に被
害を与えた場合において、一番下級の
所轄警察にまかせ切りにする、それ以
上の権限はあつて得ないのだから仕方が
ないというふうな態度で、そのものに
まかせる。そうして政府として、こ
の協力ということがあつて、進んで犯人
検挙についての強い要請、あるいはま
た独自の捜査をやつて、その独自の
捜査に基いたものをもつて、進
んで積極的に検挙逮捕の協力をやると
いうことにならなければならぬと思
ひます、そのことが、それがやられたと
いうことを聞かないのであります。こ
れは私どもの現場に行つて調べた事実
でわかるのであります。あなたが好ん
で新聞記事に責任は持たないといわれ
るのですが、われわれが調べたところ
と、まつたく符節を合致している新聞
記事があるので御紹介します。これは
毎日新聞の「うわさ雀」という欄であ
ります。「ともかく素手ではネエ……」
というのです。「こんな時に腰にイキ
ンストルをぶら下げたお巡りさんが一
人でもいたら犯人をみすく逃すはず
はない……」と思ひますのは都民の氣持で

す。」ところが日本の武装警官が、しかも責任の相当重い部長というような者が、一人でなしにおつたのであります。「都電運転手飯田静寿さん(三二)」はこう証言しています。「ところが実はパトロールのお巡りさん二人が現場にいあわせさんです。賊が銀行に押し入つてゐる時にお巡りさんがソレと気づいて表と裏の二手に別れたのでつたりハサミ討ち戦法だと期待してゐたんですが、お巡りさんもやつぱり人間です。よこごういうことで何にもならなかつたのであります。しかも向うがパチンコを撃つならば、こちらはやはり正当防衛だ、それこそ自衛権で、腰に下げたピストルはだてじやござんせん。結局もう撃ち合ひをするところまで行かなければ、日本の治安を預かる日本政府として、木村さんあたりがそういうときにはどん／＼それに適当な処置をするという責任をとらなければ、責任をとつておらないというあなたの気が持て末端まで行きまして、そして武装警官の武装というものが何にもなつてないということが、千住の富士銀行の白屋ギャング事件に現われてゐると思ふのであります。この点について明確な御答弁を願ひたいと思ひます。

○木村国務大臣 ただいままでの捜査報告によりますと、当時は警官がいなかつたということでありまして、そこでこのギャングが入つたときに、事務員が火災の非常ベルををきかして鳴らしたためさつそく消防夫が——三名と聞いております。数ははつきりしませんが、たしか三名がかけつけたのであります。それはもちろん火災非常ベルでありますから、火災と思つて行つ

たらしいのです。ところがギャングがピストルを向けて何したから、抵抗はできなかつたということをお聞きしておるのであります。それがあつたのは警官と間違へられたのではないかと想像しております。今までの経過報告によりまして、警官はいなかつたということになつております。

○加藤(充)委員 この点はあなたが無責任だと思つて、しつかり調べて、しつかりした答弁を望むのです。この記事はあとにも続くのですが、パトロールのおまわりさんは名譽挽回とでも考えたのか、はつと氣を取直すと、そこへ疾走して来たトラックを拾つて、賊のジープをなんと約五百メートル追つかけたにすぎないということが書いてある。私もどもは当夜現地にいきまして調べたのにも、その近くにパトロールの巡査部長一名と巡査が来ておつた。そこに女事務員の氣配によつてプザーが鳴つて消防署に通知され、消防署員もかけつけたことは明らかであります。明らかに巡査が来ておるのであります。治安を守るために武装されておる巡査部長も部下巡査を率いてパトロールに来ておるのである。こういう事実がまだあなたのところに届けてゐないというので、知つていてしるを切るならば、あなたは無責任な責任を治安大臣だと断言して、叱責しなければならぬと思ふのだが、もう一回その点をはつきり答えてもらひたい。

○草鹿政府委員 われ／＼の方に参つております報告は、もちろんまだ詳細な報告はございませんが、今日まで受取つております報告によりますと、最初に参りましたのは、先ほど總裁がお答へ申した通り、消防が参りまして、警察官は犯人逃亡後に現場に参つた、こういう報告を受けております。

○加藤(充)委員 私は思うのだが、その当日渋谷の駅頭には新聞で御承知のように、再軍備になれば徴兵になることは必然で、その被害の對象にされる学生が、聞けわたつたの声を再び繰返してはならないということで、徴兵反対の署名運動をやつていたのであります。間髪を入れず五百有余に及ぶ武装警官がいち早く機動隊でかけつけた、こういうようなことが言われておるのであります。われ／＼の経験から見れば、何が始まるかわからないのに、あるいは何も不穩なことが計画されてもおらないのに、かつてな妄想をたくましくして、武装警官を配置して、それがトラック一台や二台じやございませぬ。われ／＼の国会報告演説会などにも、なけなしの予算を食つて、武装警官を満載したトラックが四台も五台も夜の演説会に朝から他町まで出かけて、警備おさ／＼怠りないというようなことをやつておる。

○加藤(充)委員 ノー・スピーキングといふことを言い出してピストルを突きつけるというやり方は、これは新聞の表現を用いれば、言論弾圧強盗と言つてゐます。(笑)これは笑ひ事じやありません。これは意味深長であります。武装力を背景にして、日本の憲法のもとにおいて、いわゆるポツポツと、その他の実力的な支配によつて言論を弾圧し、超憲法的な権力と称して憲法を無視し、あるいは憲法に規定されてゐないものを押しつけて参つたのが、言葉は妥協でないけれども、言ひけれども、明らかにこれは占領軍であります。言葉をかえて言うならば、言論弾圧的な武力である。強盗といふわけにはいきませんが、同じような実体を持つたものだと思ふ。今度はそれが白屋公然と富士銀行の千住支店に現われた。帝銀事件はあれもノー・スピーキングと言つたかどうかかわかりませんが、明らかに英語を使つたのだという。あの当時の新聞には、日本の東京の役人というやうなものを有識者、ホワイト・カラーの銀行員がみな信用して毒薬を飲まれた。こういうばかげた封建的な官僚意識を国民の間から払拭しなければならぬということをわれ／＼は聞いた。ところが、今の状態では、今の木村さんの日本の武装警官の配置、動員、犯人検挙の措置などについてもわかるように、軍人が

の考えで来ておりますから、大体に
おいて外国の軍隊がある一国に駐屯で
るということは、何も日本が初めてで
なく、昔からもありますし、現在も方
方で行われておりますから、その間に
国際法の規定及び国際慣習に基く約
束等が自然にできております。これを
大別しますと二つにわかれます。一つ
は、フイリピンに行われているよう
なやり方でありまして、国内におい
ては汎汎な地域を軍事基地としてア
メリカの軍隊に提供する、その場合
にこの基地内においてはアメリカ軍に
属する者はもちろん、あるいは第三
国の人間がこの基地内においてはア
メリカの裁判官轄権に服する、その
かわり基地外ではアメリカの軍人等
もその他の国民でもすべてフイリ
ピンの裁判官轄権に服する、こうい
う一つの考え方があります。もう一
つは、こういう一定の区域内におい
てもアメリカの軍人、軍属、家族等
はアメリカの裁判官轄権に服するが
その他の人間、ことにたとえば日本
人等は当該国つまり日本なら日本の
裁判権に服する、そのかわり基地外
においてもアメリカの軍に所屬する
者はアメリカの裁判権に服するし、
そうでない者は日本の裁判権に服す
る。片方は、基地内は全部アメリカ
の裁判権、基地外はフイリピンの裁
判権、もう一つは、区域内では人に
よつてどちらの裁判権が適用される
かがきまる。区域外でも同じような
ことがきまる。これはどちらでもあ
る程度の理論があつて一貫してお
ると思うのでありますが、フイリ
ピンのような形で協定が結ばれ

ることについては、最近の方々の国の学者等の意見では、非常に治外法権的な観念が入つておるということで、なるべくそういう方式をとらないでいきたいというのが多くの人の考えのようであります。そこで今度の行政協定におきましても、第一にはアメリカの軍人及び軍に属する他の者たちも日本の法律を尊重する、日本の法律に違反した者は処罰される、こういう大きな綱が一つかかつておりまして、それは基地内といえども、基地外といえども同じであります。ただその法律に違反した場合に、だれが裁判するか、こういう問題になると、今申したように、基地内は絶対にこつちだとか、基地外は向うだとかいうのと、基地内外を問わず、国籍によつて一定の裁判権をアメリカが持つとか日本が持つとか、こういうやり方と両方あるわけでありまして、進歩的といえますが、最近では人によつてかわるということが最も適當であるということになっておりますので、今度の話合ひもそういうふうな傾向に向うのは自然であります。またその方がいいと思いますが、ただそれについてはまだこまかい規定が多少あります。今おつしやつたように、たとえば日本の法律に違反したアメリカ人が基地外でやつた場合でも、アメリカの裁判権に服する、これはそうしても、いかなる処罰をしたか、どういう措置をとつたかということについて、日本側はどういうふうに通知するか、あるいは場合によつたら重要な——これは北大西洋条約の案文にもあるのですが、重要な国内的の犯罪をアメリカ人が犯した場合には、アメリカ側が裁判するべきものであるけれども、裁判

権を放棄して日本に渡すかどうか、という問題がありますので、いろいろ今話中であります。その話の内容は、まだ発表する段階に至っておりませんが、大筋はそういうふうに行っておりまます。なお一番いいと思われるのは、北大西洋条約の多くの国々がお互いに話し合ひまして、北大西洋条約に基く行政協定をつくっておるのであります。これが一番理想的なものであるとされおるのでありますが、それがまだ効力を発生しておりません。それでわれわれとしては、今は話し合ひに基くいつきまるかばかりですが、きまりましたら行政協定でこのまま進んで行く。そして北大西洋条約の行政協定が効力を発生したならば、日本としては現行というか、今つくりつつあるものによるか、それとも北大西洋条約の当該規定をもつて来て、今の規定にかえるか、その選択権を日本で持つようにしたい、こう考えて話し合ひをしている最中でありまます。

○鍛冶委員 行政協定のことを承つたら、その内容もお話になつたので、まことにけつこうであります。その前に私まず前提として聞きたかつたのは、平和条約の効力が発生します以上は、いわゆる完全なる独立国でありますならば、この国内において犯した犯罪に対しては、この国の法律が適用になる。この国の法律が適用になりまする以上は、この国の裁判に服する、これが本則であろうと私は思います。が、おそらく岡崎国務大臣もさような御観念であるうと思われるのであります。そこで行政協定の前に聞きたいのは、もし行政協定がなかつたとしたら、この問題は平和条約の効力が発生

いたますると、どういふふうに行
 のが至当なものであるとお思ひになつ
 ているかということを承つておきたい
 と思ひます。

○岡崎國務大臣　行政協定がないとし
 たらというのは、ちよつと私にははつ
 きりわかりませんが、つまり安全保障
 条約がないとして、アメリカの軍隊が
 ここにいないとした場合とすれば、こ
 れは外国人はすべて日本の法律に従ひ、
 日本の裁判管轄権に従う、これは当然
 のことであります。外国の軍隊が国内
 におりました場合は、ほかの一般の外
 国人は、やはり同じ原則が適用され
 て、日本の裁判権に服するわけであり
 ます。外国の軍隊が他国の国内にお
 りました場合は、これはたとえば明確に
 規定されてありますのは、国際法では
 たとえば外国の軍艦が一国の領水内
 に入つて来たとする。その軍艦内にお
 いては、他国の裁判権は行使できない。
 あるいは外国の使臣つまり大使とか公
 使とかがおります場合は、大使館、公
 使館の中は治外法権的に、その国の法
 律等は適用されないし、裁判権等は行
 われない。これは国際法に明記してあ
 ります。軍隊の場合もそうであります。
 軍隊が駐留するという点にははつ
 きり書いてありませんが、とにかく外
 国に軍隊がある場合に、それがどうい
 う形で、たとえば宿舎を持つていろ
 か、テントで住んでいるか、どうい
 う場合が一般の形でありますとか、そ
 ういうときには軍隊に対しては、その
 国の法律が適用されず、裁判管轄権は
 行われぬ。これが国際法上きまつた
 規則であります。そこでそういうもの
 が安全保障条約であつた場合は、やは
 り国際法的な取扱いを受けるのは当然

であります。もしそういうものがなければ、すべての外国人は日本の裁判権に服する。またあつたとしても、軍隊以外の外国人はやはり日本の裁判権に服する、こう考えております。

○鑑治委員　そこで今安全保障条約に基いてアメリカの軍隊が日本に駐留するであらうということは、われ／＼も想像している。これに基いて、今のお話の裁判権がどうかということは、現に国務大臣が折衝中であります。行政協定によつてきまる、こういうこととあります。がゆえに、その点を承りたいのであります。が、昨日の朝日新聞の論説に、「重ねて行政協定に望む」——これは大臣ごらんになったかどうか知りませんが、このうちで裁判に關するものが載つておりますが、かように書いてあります。「最近刑事裁判管轄権に關する取決めの内容が明らかにされたが、それによれば、米軍軍人、軍属その家族が米軍施設や地域の外で犯した犯罪は、それが公用中と私用中とを問はず、当分の間米國側が裁判権をもつといわれる。これはいわゆる刑法上の「屬人主義」を貫いたもので、米國軍人、軍属などがわが国内においては完全な治外法権を享有することとを意味する。」こういう重大なる記事が載つておるのであります。そこでかようなときめがされたのであります。また確定せぬでも、交渉の内容として、かようなことが明らかになつたでございませうか。まずその点から承りたい。

○岡崎国務大臣　これは先ほど申しましたように、國際的には二つのやり方があります。その一つをあげたものとあります。まだ話し合ひは終結しており

ません。従つて発表した等のことは全然ございません。

なお軍人、軍属及びその家族といふことになる点において、家族まではやや行き過ぎではないかという説があるものであります。しかしながらこのごろは、まあ日本でも婦人を大いに尊重しておりますから、違ふのかも少しませうが、外国の多くの国におきましては、家族は当然軍の一部と取扱われております。これは外国の慣習ということになつておりまして、家族を除外するといふことは適當でないと考えております。もつとも家族と申しますのは、婦人と子供になるか、あるいは年寄りの親になるかと思いますが、成年以上の子供たちは、いわゆるその軍に属する一員とは認められないのが通例であります。未成年の子供たち、これを家族の一員に加える、つまり軍の所屬員に加えるというのが通例のようになつております。

○鍛冶委員 軍人、軍属家族は別として、今國務大臣の言われたことと大きな違いがありますのは、米軍施設及びその地域外で犯した犯罪、それが公用であろうと私用であろうとを問わず、当分の間米國側が持つというものが、これが先ほどのあなたのお話と大分違ふのですが、かようなことは絶対ないのですか。施設外で犯した罪については、すべて日本の法律に服し、かつ裁判に服す、かように考えておつてよいのでありますか。

○岡崎國務大臣 今私の申したのと違わないと思いますが、私の申したのはつまりフィリピンのようなのは、大きな基地を設定しまして、その中では軍人もあるいはフィリピンの國民も第三

○岡崎國務大臣　治外法權の法律的解釈は鍛冶君の方が私よりよく御存じだと思ひますが、これは從來の觀念から申しますと、たとえば日本にいる外国人が日本の法律に服さないで、つまり日本の法律で罪になつてもそれは罪にならない、外国の法律で罪になつた者だけが罪になるという、つまり外国の法律だけが適用される。そうして外国の裁判權が管轄する、こういう場合を稱して普通治外法權と申しておるのであります。一般に外国の軍隊が他國に駐屯する場合は、フィリピンのような場合には一定の基地内ではアメリカの法律が適用され、アメリカの裁判權が

わつておるかも知れませんが、かつて外国との条約を結びますときに、日本の法律に従うけれども、裁判は日本人だけでやつては不安だ。その国の裁判官を交えたいいわゆる共同裁判でやろうというので、大隈公がこれをやつてたいへんに問題を起したことも歴史上御承知だと思ひますが、今日国際法上の慣例等でそうだというならどうか知りませんが、この協定によつてさうなことができまると一種の治外法権と同様のように心得ますので、われわれとしてはなほだ遺憾でありまするが、この点はまだきめてないから抽象論になりまするが、国務大臣はさ

会で承認しないということになるから別ですが、アメリカの状況としては、かようなことが国際慣例上及び独立国の協定としてはよろしいという信念を保持して結ばれたものだと思うのであり

も、今までの国際慣例に従つた裁判管轄権、こういうふうな主張しておるよ
うに聞いております。

○鍛冶委員 先ほど申しましたよう
に、行政協定のない場合は国際慣例に

いう趣旨にしておりますが、その従来
の国際慣例は私が今まで申した通りで
あります。新しく国際慣例ができると
すれば、これは北大西洋条約の行政協
定ができたときであります。そのとき

かと思ひます。ただお話の点は、まことにうまみのある御意見で、いい御意見だと思ひますので、そういうきちんとした交渉の形でなくとも、国民の代表とか、あるいは政府の使節とかで、将来宗教家で他国から尊敬を受けるような方を派遣するということは、これは十分考えられると思ひますので、よく御意見はひとつ銘記いたしまして、なるべくそのように努力いたしたいと考えます。

○佐瀬委員長 本日はこの程度にとどめ、次の会議は追つて公報をもつてお知らせいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時十三分散会

昭和二十七年三月二日印刷

昭和二十七年三月三日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所